

…… 作成中 ……

税理士のリスク管理 ―そして人生のリスク回避とは―

税理士・公認会計士・弁護士 関根 稔

- 第1章 税理士のリスク
 - 第1 4つの責任
 - 第2 刑事責任
 - 第3 行政責任
 - 第4 民事責任①～関与先に対する責任
 - 第5 民事責任②～第三者に対する責任
 - 第6 リスク回避対策は可能か
- 第2章 リスク回避の生き方
 - 第1 リスクについての考え方
 - 第2 リスク回避の方法
 - 第3 時代の変化を知る
 - 第4 いざというときの備え
 - 第5 それでも税理士はよい商売です

第1章 税理士のリスク

第1 4つの責任

- …… 税理士にとっての責任という名の4つのリスク。
- 第1 刑事上の責任 …… 実刑、執行猶予、資格喪失
 - 第2 行政上の責任 …… 懲戒処分、業務停止
 - 第3 民事上の責任 …… 損害賠償
 - ・ 依頼者に対する責任
 - ・ 第三者に対する責任
 - 第4 社会的責任

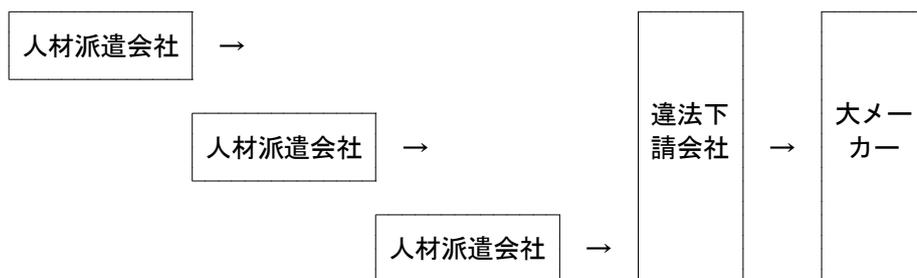
結論 …… 時代が変わったことを認識すべきです。
…… 民事事件がいつの間にか刑事事件になっています。
…… 怖いのは税務署でした。
…… 行政責任についての厳しさが変わりました。
…… コンプライアンス（責任回避）の時代です。
…… 本当に怖いのは民事責任です。

第2 刑事責任

《1》税理士に実刑判決が言い渡された事例

▲事例▲

営業実態のない会社を次々に設立し、3億円以上の消費税の支払いを免れたとして、消費税法違反の罪に問われた諏訪市の人材派遣会社の社長と元税理士に対し、裁判官は「消費税の適正納付に対する消費者の信頼を損ね、制度を揺るがしかねない重大な犯行」として、社長に懲役2年、税理士に懲役1年の実刑判決を言い渡した。両被告の弁護人は「確定的な違法性の認識がなかった」と主張していたが、土屋裁判長は「計画的で悪質な犯行」と認定した。両被告は控訴する方針（平成18年6月7日長野地裁判決）。



- …… 人材派遣会社と、その下請会社を作り、下請会社は2年毎に新しく設立した。
- …… 仮装の会社の設立だったのでしょうか。
- …… 税務調査、資料調査課、査察、検察の認定は異なります。
- …… 「したことにした」は、「した」のか、「したことにした」のか。
- …… 税務調査は保父さん、査察は大学教授、検察は暴力団です。
- …… 完璧に処理すればするほど、仮装の度合いが高くなります。
- …… 必要なのは、完璧な事務処理ではなく、必然性の確保です。
- …… ストーリーの構築が税理士の仕事です。
- …… 裁判官も、国税の職員も、ストーリーを語ります。
- …… 脱税報酬を受け取っていない限りは、税理士は処分の対象外でした。
- …… OBが独立しなくなった影響かもしれません。
- …… 納税者の主張と税理士の主張が食い違くと逮捕されます。

結論 …… 納税者本人は事業を続けますが、税理士は失業者になります。

《2》税理士が脱税の共犯にされてしまった事例

▲事例▲

被告が、自身らの所得税法違反事件について、顧問税理士であった原告から脱税の指導を受けた旨の供述をしたために、原告は脱税に関与していなかったにもかかわらず、共犯者として逮捕され、勾留、起訴されてしまった。税理士は、刑事事件について無罪判決を得た上で、営業損害を被ったとして、被告に対して不法行為に基づく1億2307万円の損害賠償を求めた（平成20年10月9日名古屋地裁判決 判例時報2039号57頁）。

刑事事件	平成10年 9月 1日に逮捕
	平成10年 9月 21日に起訴
↓	平成11年 3月 9日に保釈
	平成12年 4月 27日に無罪判決
	平成14年 9月 17日に控訴審でも無罪判決…この間4年
	平成17年に税理士が損害賠償請求訴訟を提起
	平成19年に納税者が損害賠償請求訴訟を提起
	平成20年10月 9日に税理士勝訴の判決…この間3年
民事事件	被告控訴 ……

- …… 臨時報酬として、平成6年分に500万円、平成7年分に1000万円を受領した。
- …… 平成10年9月1日に逮捕され、平成11年3月9日に保釈されるまで身柄拘束。
- …… 弁護士に時給1万5000円で弁護を依頼し、総額2971万5000円を支払う。
- …… 98%の確率で有罪とされていたはずですが。

裁判所の判断

平成6年に飛躍的に売上が増大し …… それに伴って臨時報酬が支払われたと見る余地もあり、直ちに脱税報酬に結びつくものではない。脱税指導の報酬であれ

ば、わざわざこれを確定申告するとは思われない …… 臨時報酬を隠蔽することなく申告している …… 脱税報酬であった旨の被告の供述は信用することができない。 …… 丙からの顧問収入が大きかったことを考慮しても、露見すれば税理士としての資格を喪失する危険を冒してまで原告が上記のような脱税の指導を積極的に行う理由は見出し難いのであって、その供述内容も不自然・不合理とまではいえない。

- …… 刑事事件の登場人物の全員が良い人達なのです。
- ・ 無罪にしたら被害者は二次被害を受けます。
- ・ 無罪にしたら検察官は悪をなしたことになります。
- ・ 無罪にしたら勾留を認めた裁判官は悪をなしたことになります。
- ・ 無罪にしたら被告人は無意味な被害を受けたことになります。

結論 …… 良い人達が登場するのが裁判なのです。

《3》査察の告発基準の少額化

▲事例▲

市議員が役員を務める人材派遣会社が3年間で消費税2400万円を脱税したとして、高松地検は消費税法違反の罪で在宅起訴した。被告は、自社の従業員を代表者とする実態のないダミー会社を複数設立。従業員への給料の支払いを、ダミー会社への外注費と装って控除額を過大に申告した（平成20年3月12日 産経新聞）。

- …… 3年間で2400万円の脱税で起訴されます。
- …… バブルの頃と比較し、告発件数は減少していません。
- …… 脱税の倫理観は国税局の告発件数で変動します。
- …… 税率の引下げによる脱税額の少額化かもしれません。
- …… 税理士が、きちんと、これはダメと指摘していた事例です。
- …… 平成16年頃から新聞報道がされているのに、なぜ、脱税が続くのでしょうか。
- …… 税理士は新聞を読んでいるのでしょうか。
- …… 報道の内容が誤解を生んでいるのではないのでしょうか。
- …… 税理士会は、税理士に対して啓蒙すべきではないのでしょうか。

- ① 脱税額
告発基準 …… 3年分で4000万円（本税）
実刑基準 …… 3億円か、4億円
- ② 脱税率（申告率）
- ③ 脱税の手段、方法
- ④ 脱税の動機
- ⑤ 脱税した資金の用途
- ⑥ 脱税所得の取得原因
- ⑦ 罪証隠滅工作
- ⑧ 修正申告、納税状況（資金が足りない場合に何から納付すべきか）
- ⑨ 経理体制の改善
- ⑩ 同種前科、前歴
- ⑪ その他（脱税請負人）

罰金は、求刑が脱税額の25～30%、判決は20～25%。

- …… 罰金が支払えなければ労役場留置です。
- …… 本税、地方税、加算税、延滞税の順番での納付でしょうか。
- …… 納付できない場合は、納付計画が重要です。
- …… 脱税所得の120%が消えると覚悟すべきです。